

秋田県立大学動物実験施設における緊急時の対応マニュアル

秋田県立大学動物実験委員会

本マニュアルは、秋田県立大学（以下「本学」という。）内で動物実験に携わる全ての人を対象とし、本学内において動物の飼育あるいは実験等を行う区域に適用することとする。地震、火災等の緊急時には本マニュアルに則った対応を執ることとする。

1. 動物実験施設利用者用の対応マニュアル

1) 初期対応

災害発生時には、先ず負傷者の確認と必要ならば応急処置にあたるとともに身体の安全確保を行う。出火規模が小さければ初期消火等を行うとともに、火災、爆発などの二次災害の防止措置を行う。

2) 実験中の動物への対応

原則として、災害発生時には動物が飼養保管施設あるいは動物実験室の外に逃亡しないよう万全を期す。

- ・実験中の小動物はケージに収容し、床あるいは飼育棚に戻す。
- ・覚醒している大動物は繋留する。

3) 使用中の機器への対応

- ・運転を緊急停止する。

4) 使用中の薬品への対応

- ・落下しないよう床に置く等の対処をする。
- ・発火性・爆発性のある薬品については本学の安全衛生マニュアルに従う。

5) ガス、電気、水道、酸素ボンベ等への対応

- ・直ちに使用を中止し、元栓等を閉める。

6) エレベータ使用時の対応

- ・直ちに近くの階に停止させ脱出する。
- ・脱出困難な場合は、非常ボタンを押して守衛室に連絡する。
(秋田キャンパス内線守衛室1100)

7) 飼育室、実験室からの脱出

- ・脱出時には動物の逃亡がないよう必ず扉を閉める。

8) 通報：平日勤務時間内、平日勤務時間外及び休日

①平日勤務時間内

- ・大声で各階にいる人々に事態を知らせる。
- ・総務施設を担当するチームリーダーに知らせる。
(秋田キャンパス内線1511、大潟キャンパス内線313)

②平日勤務時間外及び休日

- ・大声で各階にいる人々に事態を知らせる。
- ・秋田キャンパスの場合は中央監視室、大潟キャンパスの場合は守衛室に連絡する。
(秋田キャンパス中央監視室内線(1100)、大潟キャンパス守衛室内線(324))

9) 動物実験施設外への脱出

- ・近くの非常口あるいは階段を使用して脱出する。
- ・脱出時には開けた扉は必ず閉める。
- ・エレベータは使用しない。

10) 関係者への安否の連絡

- ・携帯電話、メール等を利用し、相互の安否確認を行い、所属長に報告する。

11) 動物実験委員会への状況報告

- ・後日、実験中の動物に対する対応及び脱出経路等について、動物実験委員会に報告する。

- 1 2) 災害後の動物の確認、安楽死の必要性の判断、最小限の動物飼育の継続
 - ・建物の安全確認後、総務施設担当職員、動物実験委員会委員及び担当事務職員を中心に、飼養・動物実験施設の設備を点検する。また、災害時に放置した実験中の動物の状態について確認し、動物実験委員会に対処を検討する。
 - ・災害の規模が大きく、動物実験委員会で協議の結果、全動物を適正に維持することが困難と判断した場合、研究者が実験用動物を安楽死させる。
- 1 3) 災害後の機器の点検
 - ・建物の安全確認後、各研究グループが所有している動物実験に係る機器を点検し、正常運転が不能な場合は使用を中止する。
- 1 4) その他
 - ・夜間動物実験を行う場合は、停電を想定して、懐中電灯等を用意する。
 - ・本学において警戒部、対策部、対策本部が設置された場合には、適宜その指示に従う。

2. 緊急連絡網

秋田キャンパス災害防災等緊急連絡網、大湯キャンパス緊急連絡網に準じる。

3. 学内及び学外への連絡体制（学内、秋田県、文部科学省等への連絡体制）

①学内への報告

学長、総務担当理事、研究・地域貢献担当理事、学部長、学科長、事務局次長、キャンパスリーダーに動物実験委員会委員長が状況報告を行うとともに、必要に応じて速やかに支援の要請を行う。

②秋田県への報告

動物の逸走、周辺環境汚染の恐れがある場合、動物実験を担当するチームを通じて、動物実験委員会委員長が生活環境部生活衛生課へ状況報告を行う。

③文部科学省への報告

秋田県への報告と合わせて、動物実験委員会委員長が研究振興局学術機関課へ状況報告を行う。遺伝子組換え動物の逸走の可能性がある場合、研究振興局ライフサイエンス課へ報告を行う。

4. 復旧・長期的対策

- 1) 初期対応として上記1～3以外に、
 - ・飼育施設内で逸走している実験動物がいる場合は、ケージ等に収容する。
 - ・飼育（飼養・保管）設備に異常がないかどうか、給餌、給水が行えるかどうか確認をする。
 - ・飼育飼料、飼育（飼養・保管）に必要な物品の確認と整理を行う。
 - ・清掃等に必要の衛生用水の確保が可能かどうか、動物屍体の保管が可能かどうか確認をする。上記について検討・確認を行い、動物実験の飼育に支障がある場合は、飼育中の動物の安楽死処分について動物実験委員会が判断する。
- 2) 災害等からの復旧が長期化する場合
 - ・動物実験委員会は、飼育管理体制の再構築を検討するとともに、他の飼育施設と連絡・連携をとり、災害時以前から飼育していた実験動物の飼育再開について検討する。

5. 緊急時対応の準備

- 1) 飼料、飲水、飼育機材の準備
- 2) 二次災害が発生する恐れのある危険物・可燃物、薬品等の適切な管理と保管
- 3) 各種機器類の固定
- 4) 非常口の確保と点検
- 5) 避難経路の確認
- 6) 安全保護具等の確認